

大分県木材協同組合連合会・木育資材貸出要綱

1 目的

子どもたちが身近な木に触れ、親しむことで、豊かな心を育む「木育」活動の普及を促進するため、木育資材（スギ積木等）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

木育資材貸出は、大分県木材協同組合連合会が行う。

3 貸出物品

貸出すことのできる物品は、別表に掲げる物品とする。

4 貸出方法等

(1) 木育資材の貸出を希望する者（以下「借受希望者」という。）は、木育資材借受申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して木育資材（スギ積木等）を貸出すものとする。

なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。

ア 大分県木材協同組合連合会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき

オ 木育資材を営利目的で使用する場合があるとき。

カ その他、貸出機関が木育資材の使用について不適當であると認めるとき。

(3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から木育資材を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに貸出機関が指定する場所へ状況写真（2枚程度）を添付して返却するものとする。

(4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。但し、1週間を超える場合は協議に応じる。

6 貸出料

貸出料は、無料とする。

7 損害賠償

借受者の不注意により木育資材を紛失・破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

8 貸出機関の責任

木育資材の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

9 その他

(1) 貸出対象の活動は、大分県木材協同組合連合会のホームページ等で紹介することがある。

(2) その他事項については貸出機関と協議すること。

10 施行期日

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

大分県木材協同組合連合会 理事長 殿

団体等名

代表者名

木育資材（スギ積木等）借受申請書

木育資材の借受を申請します。

目 的 (イベント名等)				
使用場所				
貸受期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
イベント等 開催日時	月 日 () : ~ :	~	月 日 () : ~ :	
申 請 者 (担 当 者)	住 所			
	所 属			
	職氏名			
	T E L			
借受物品名 及び	借受物品名	個数 (箱数)		
備 考				

注1) イベントの内容等がわかる資料を添付すること。

注2) 返却時に状況写真を2枚程度提出すること。